

第4回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：令和元年 11 月 6 日（水）

14 時 30 分～16 時 30 分

場所：逗子市役所 5 階 第 3 会議室

1 開会

事務局より、逗子海水浴場の運営に関する検討会（以下「検討会」という。）は傍聴できることと、報道機関の頭撮りについて説明。

前回の検討会では、今年の逗子海水浴場に関する意見・反省等について総括していただいた。本日も、引き続き課題の整理ということで新宿自治会と逗子 7 丁目東自治会から二件の問題点の報告があるので、これらを踏まえて来年度に向けた課題を整理し、条例等ルールや振興策などの来年度に向けた方向性について議論をする旨及び今後の予定の説明。

2 議題

議題に入る前に、下桜山交友会牛嶋メンバーより、会議概要への追記について、「ごみの問題のところ、街中がきれいになったとあるが、田越川沿いのごみ集積所や自販機の周り、コインパーキングや逗子駅近辺については依然として散乱ごみがある。」との発言があった。他のメンバーから追認する意見もあり、座長より前回検討会の意見等に追記することについて確認した。さらに、座長より会議概要について発言内容と差異がある、または漏れている等の部分があれば、今回もしくは次回報告書の素案等が提出された際でも構わないので指摘いただきたい旨説明。

(1) 来年度に向けた課題の整理

① 新宿自治会から資料 1 「令和元年度海水浴場騒音等環境調査結果報告」を用いて、海水浴場の調査結果等の説明があった。

○報告書に対する意見・異議

- ・営業時間を鎌倉方式で一部 10 時まで可とすることもあって良い。
- ・タトゥーの露出が依然多い。新しい海の家従業員に見受けられる。

座長より、令和元年度海水浴場騒音等環境調査結果報告の内容について、検討会報告書に記載することを確認した。

② 逗子 7 丁目東自治会から資料 2 「海水浴シーズンの水上バイクの問題点と規制について」の説明があった。

○報告書に対する意見・異議

・海上保安庁がパトロールして取り締まっているものと誤解していた。酒気帯び運転は違反でないことを初めて認識した。

・海上安全指導員講習会においても、酒気帯び運転の取り締まりを何とかできないか要望しているが、現行法では酒気帯び運転では取り締まることはできない。

・店側としても罰則規定のない中で運転者だけを区別して酒を出さないということもなかなか言いにくいと思う。暴走運転や危険行為をしつかり取り締まる必要がある。⇒組合として各個店に水上バイクの運転者には酒類の提供はしないよう要請してはどうか。

・提案者としても取り締まりの難しいことは理解している。酒を飲んで水上バイクを運転することは大変危険、逗子沖でも事故の事例がある。法令で取り締まれない以上、未然防止のためにも酒類の提供をしないことは有効な対応策になる。⇒条例やルールで規制する方法もある。⇒条例等で規制するならば罰則を付けて守らせないと効果がない。⇒先ずは看板・ポスター等で啓発し「提供しません」といった店の姿勢を示すことは必要ではないか。

・逗子と鎌倉の海水浴場は、止められる場所があるので他地域から来る。マナーを守らない水上バイクが止められないようする方法、例えば登録制として、許可された水上バイクしか止められないようにする等できないか。⇒区別が難しく、マナーを守っている他の水上バイクの利用者まで規制してしまうことは問題。先ず海の家で警告を発し、この状態が続くと翌年以降入場が規制されてしまうことを周知して未然防止する方法もある。

座長より、酒を飲んで水上バイクを運転することに対して問題ないという意見は全くない。検討会としては、酒を飲んで水上バイクを運転している事実があり、大変危険な状態であることを問題提起するとともに、対応策についての提案を報告書に記載することをメンバーに確認した。

③ 神奈川県横須賀土木事務所より前回の検討項目の中で情報提供依頼のあった、海の家の建築行為に関することについて説明があった。

・建築行為に瑕疵はなかったと判断する。

・今後に向けた制約や規制については、検討会の意見を踏まえて、関係法令を確認し県全体のことを考えながら検討していく。法令に基づいて審査していく上で申請に対して過剰な制約をかけられない状況である中で、どうしていくべきかが課題となっている。

⇒報告書では、台風対策に向けた指導を徹底するよう要望する旨記載する。

⇒海岸組合としても県土木の指導の下、台風対策等リスク回避に向けた建築方法や緊急対応等を考え実施していきたい。

⇒今までにない被害が起こる可能性を考慮して、対策を検討していくこと、県に働きかけていくことを要望する旨報告書に記載する。

(2) 逗子海水浴場の振興について

座長より、振興策についての提案はなかったが、より良い逗子海水浴場の実現に向けての発言を求めた。

・来場者の人数としては34万人前後が丁度良い。来場者を増やすことより、居心地の良い快適なビーチにしたい。周知を工夫し、ルール徹底を図りたい。

⇒総合計画では来場者40万人という目標値が位置付けられている。

⇒観光客を誘致することに異議はないが、あくまで市民がどれだけ楽しめるかということ、市民の利用率を維持することが大切。市民が行けないようなビーチになったことが問題。市民利用率が維持されていれば40万人以上も達成できる。市民利用률을客観的に計り続け、KPIを決めて振興策を考える。

⇒市民の利用数は正確にはわからないが、ここ数年は概ね変化はないと思う。営業する側としては、市民利用률을維持することも大切と考えるが、逗子海岸の魅力を生市内外にPRして来場者・居住者を増やしたい。人口が頭打ちである以上市外からの来場者が増えれば市民利用률은下がる。

⇒市民利用률을上げる方法として、逗子市民の平均的世代をターゲットとした営業を考える等リピート률을高める工夫も必要。

⇒海水浴場の経済効果を数字で分かりやすく示す必要がある。

⇒海の家売り上げまでは集計できないが、以前商工会で事業所に聞き取った結果では、三分の一の事業所が効果がある、残る三分の二は効果はないという回答だった。

・葉山女子旅で来る人の話を聞くとほとんどが食に関する話題を話している。逗子の魅力は何か、何を印象に残してまた来てほしいかを考えたとき、やはりきれいな海岸でしょう。逗子がいろんな人に魅力を持ってもらうためには、基盤となる海岸、安全な海水浴場等にお金をかけてしっかり維持いかなければならない。

・東浜にはウォーターパークがある、西浜にも以前ジャンプパークがあったがパッとしなかつたので、これに代わる何らかのアトラクションがあると良い。(ウォーターパークの事故に関する質問に対し、逗子は年齢制限や見守り体制等安全性には十分な配慮をしている旨の回答があった)。

・海水浴場の来場者が逗子市に住んでみたいとは思わないのではないか。逗子で育って出て行った子供たちが帰ってくるような環境づくりを考えることが大切。(この提案に際し、海水浴場の振興の先 40 万人の来場者数を達成したその先にある目標は何かという質問に対し、事務局より、観光に力を入れて交流人口を増やし、消費額を増やすこと。さらに逗子の魅力を知っていたら定住人口を増やすこと等について回答があった)

⇒33 万人の来場者があってある程度の住環境にコントロールされて共存していることは魅力的と思う。

・アコースティックライブ、浜辺での飲酒、営業時間の延長を認めてほしい。リピート率が低いのは魅力がないから。アコースティック等音楽等の規制緩和は必要。

⇒規制にあたっては、それぞれに賛否はあったが、荒れた状態を改善できるなら自分たちも我慢してルールを定めて守ってきて今の状態がある。

⇒五年前に条例で規制をかけるとき、3年から5年様子を見て荒れた状態が収まったらまた考えると理解している。その時期ではないか。

⇒まだその時期ではない。今やっと子供たちや地元の人たちも来てくれるようになった。この状態を維持していくことが大切で、まだ規制緩和する時期ではない。(賛同する声あり)

概ね意見が出そろったため、座長より、前回及び今回の検討会で出された意見等を整理した上で「令和元年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書案」を事務局で作成するよう指示。

(3) その他

今後の進め方について事務局より説明。

・今日課題について整理していただいたので、来月には前回及び今回の検討会で出された意見を整理した資料「令和元年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書案」を事務局で作成し提案できればと考えています。

次回会議は12月10日を予定しているが、ここで報告書案の内容について議論していただき、まとめれば承認いただき、1月には報告書の最終案をメンバーにご確認いただいたうえで、座長から市長に提出する予定。さらに追加事項等議論が必要であれば1月にもう一回検討会を開催して議論することとなります。